

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医経013
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学解剖遺体運搬業務 1式
(業務内容は別紙仕様書のとおり)
- (3) 契約期間 令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 「貨物自動車運送事業法」に基づき、一般貨物自動車運送事業(霊柩)として国土交通大臣から許可を受けている者であること。
- (4) その他経理責任者等が認めた者。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先

〒565-0871 吹田市山田丘2番2号

国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第一係

電話 06-6879-3047

- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法

本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。

- (3) 見積書提出期限

令和5年3月7日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金免除 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」及び「製造請負契約基準」に定めています。

仕 様 書

請負の表示:大阪大学解剖遺体運搬業務 1式

1. 受注者は、本仕様書に基づいて、解剖遺体(以下「ご遺体」という。)運搬業務を行うものとする。
2. 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
なお、契約満了日の2ヶ月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き1ヶ年継続するものとし、以後も同様とする。ただし、契約の全期間は令和10年3月31日を超えないものとする。
3. 受注者は、発注者の依頼に基づいて、曜日・天候・昼夜の区別なく、直ちに次のとおりに、受注者の用意する自動車によるご遺体の運搬及び葬具の納品を行うものとする。

ア. 遺体搬入業務

本学にて本学の職員1名を乗せ、遺体提供先である発注者の指定する地(以下「現地」という。)に赴き、現地にてご遺体を収容した後、発注者の指定する本学研究科(大学院医学系研究科又は大学院歯学研究科)(以下「各研究科」という。)へご遺体を搬入するものとする。

ただし、「オ(2)特別作業」を実施する際で本学職員が同乗しない場合は、車庫から現地へ直接赴くことができるものとする。

作業を完了した時は、搬入報告書を作成し、本学職員の確認を受けるものとする。

イ. 学内搬送業務

ご遺体の学内搬送を引き受けるものとし、各研究科で収容したご遺体を、各研究科間において運搬し、引き渡しを行うものとする。

作業を完了した時は、学内搬送報告書を作成し、本学職員の確認を受けるものとする。

ウ. 遺体搬出業務

各研究科から、発注者の指定する火葬場までご遺体を運搬し、火葬場へ引き渡すものとする。その際に、作業補助員を1名同乗させるものとする。火葬後のご遺骨を火葬場から受け取り、発注者へ引き渡すものとする。

エ. 葬具納品業務

受注者は葬具を納品するものとする。葬具の規格は、原則下表のとおりとする。

寝棺箱(大人用)	プリント 平蓋 窓付(棺覆・防水紙付)	1,800mm×500mm×380mm
骨袋	3寸(骨瓶付)	

オ. 搬入補助業務

受注者は、「ア. 遺体搬入業務」に伴い、発注者の指定する日時に現地に赴き、次の作業を行うものとする。

(1) 通常作業 1回につき1名

- ・現地にてご遺体を遺体搬入業務用の自動車へ収容すること。
- ・各研究科に自動車にて搬入されたご遺体を、本学職員の指定する場所に収容し、引き渡すこと。
- ・作業を完了した時は、搬入補助作業報告書を作成し、本学職員の確認を受けること。

(2) 特別作業 1回につき1名

- ・原則、土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)。ただし、それ以外の日に依頼する場合がある。
- ・ご遺族(喪主)へ本学としての謝意を示し、挨拶(口上)を述べること。
- ・事務手続き(火葬許可書、死亡診断書のコピー、ご遺族の承諾書への署名・捺印)を行うこと。
- ・出棺時にご遺族へ本学としての謝意を示し、挨拶(口上)を述べること。
- ・作業を完了した時は、(1)で作成した搬入補助作業報告書に追記し、本学職員の確認を受けること。

4. 年間予定数量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------|-----------------|--------------------|-----------|
| ア. 遺体搬入業務 | 58 件 | 本学～現地～本学 | 平均距離 35km |
| イ. 学内搬送業務 | 1体目: 2 件 | 2体目以降: 16 件 | |
| ウ. 遺体搬出業務 | 吹田市立やすらぎ苑: 45 件 | 本学～吹田市立やすらぎ苑(10km) | |
| | 茨木市立斎場: 12 件 | 本学～茨木市立斎場(7km) | |
| | 大阪市立北斎場: 16 件 | 本学～大阪市立北斎場(20km) | |
| エ. 葬具納品業務 | 寝棺箱(大人用) 64 本 | 骨袋 82個 | |
| オ. 搬入補助業務 | 通常作業 58 回 | 特別作業 24 回 | |

5. 請負代金額に定められた運送距離は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| ア. 遺体搬入業務 | 車庫～本学～現地～本学
(本学職員が同乗しない場合)車庫～現地～本学
(同日に二件以上発生し、車庫を経由する必要がない場合)本学～現地～本学 |
| イ. 学内搬送業務 | 車庫～各研究科～各研究科 |
| ウ. 遺体搬出業務 | 車庫～本学～火葬場～本学 |

6. 受注者は、作業を完了した後、次の様式により、各研究科担当係に報告するものとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| ア. 遺体搬入業務 | 搬入報告書(様式1) |
| イ. 学内搬送業務 | 学内搬送報告書(様式2) |
| ウ. 遺体搬出業務 | 搬出報告書(様式3) |
| エ. 葬具納品業務 | 納品書 |
| オ. 搬入補助業務 | 搬入補助作業報告書(様式4) |

なお、各研究科担当係は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------|
| 大学院医学系研究科 | 経理課外部資金第一係 |
| 大学院歯学研究科 | 総務課管理係 |

7. 各研究科の所在地は、次のとおりとする。

大学院医学系研究科	吹田市山田丘2-2
大学院歯学研究科	吹田市山田丘1-8
8. 指定する火葬場は次のとおりとする。

吹田市立やすらぎ苑(吹田市吹東町17-1)
茨木市立斎場(茨木市大住町18-16)
大阪市立北斎場(大阪市北区長柄西1-7-13)
9. 受注者の用意する自動車は、ご遺体の運搬に相応しい自動車を使用するものとする。
10. 代金の支払
 - (1) ア) 代金は、月末に締め切り、当該月の請負数量に対する料金を支払うものとする。
 - イ) 発注者の依頼により、有料道路及び有料駐車場を使用した場合は、実費を請求できるものとし、領収書を別途様式1に添付するものとする。
 - ウ) 発注者の依頼により、午後10時から午前5時までの間に業務を行う場合は、深夜早朝作業料を請求できるものとする。
 - エ) 発注者の依頼により、30分を超える待機時間が発生する場合は、車両留置料を請求できるものとする。
 - (2) 代金は、毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
11. 受注者は、次の事項を遵守すべきものとする。
 - (1) 刑法第190条及びその他の諸法令に抵触することのないよう十分に注意すること。
 - (2) ご遺体の取り扱いは、特に礼をつくし丁重に取り扱うこと。
 - (3) ご遺体提供者であるご遺族に対しては、決して不快の念を与えないこと。
 - (4) 近畿運輸局許認可料金改正に伴い料金の更改が必要な場合、その旨発注者に申し出て、協議の上、請負代金額を更改できるものとする。
 - (5) この請負の履行に際し、ご遺族等より不服の申し出があり発注者がそれを認めた場合、又は運送業務に著しく支障を来した場合、発注者は直ちに契約を解除することができるものとする。
12. 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
13. この請負の履行に際し、自動車の運転中に生じた事故については、すべて受注者の責に帰すべきものとする。
14. その他詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

搬入報告書

請負契約名 大阪大学解剖遺体運搬業務 1式

搬入日 令和 年 月 日

搬入ご遺体名 故 様

積み込み場所

	①出庫	②職員乗車	③ご遺体積込	④降車
時刻	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
カウンター表示		km	km	km
走行距離	①から② km	②から③ km	③から④ km	合計 km

▽有料道路通行料

入路						
出路						
金額						

▽有料駐車料

金額	
----	--

特記事項	
------	--

上記のとおり搬入しました。

乗務員 _____ 印

医学系研究科
大阪大学 殿
歯学研究科

受注者

乗車職員 _____ 印

担当者記入欄

報告書は、ペン又はボールペンで記入し、乗車職員の氏名・押印のないものは請求不可

大阪大学 医学系研究科 殿
 歯学研究科
 受注者

学 内 搬 送 報 告 書 (/)

令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分)

搬送ご遺体名	搬送区間	備考
故 様	研究科 → 研究科	
故 様		
故 様		
故 様		
故 様		
故 様		
故 様		
故 様		
故 様		
故 様		
故 様		
故 様		
故 様		

以上 体 搬送しました。

乗務員 _____ 印

立会職員 _____ 印

担当者記入欄

搬出報告書

請負契約名 大阪大学解剖遺体運搬業務 1式

搬出日 令和 年 月 日

搬出先

搬出ご遺体名 故 様

故 様

故 様

故 様

故 様

故 様

故 様

故 様

故 様

故 様

以上 体 搬出しました。

大阪大学 医学系研究科 殿
歯学研究科

受注者

担当者記入欄

大阪大学 医学系研究科 殿
歯学研究科

受注者

搬入補助作業報告書

作業日時 令和 年 月 日 (時 分～ 時 分)

解剖ご遺体名 故 様

作業場所

作業従事人数 通常作業者 名 特別作業者 名

上記内容に係る作業を完了いたしました。

通常作業者 _____ 印

特別作業者 _____ 印

大阪大学立会者 _____ 印

見 積 書

調達番号 : 医経013
 調達件名 : 大阪大学解剖遺体運搬業務 1式

見 積 金 額 単位:円

項 目	予定件数	料金	総額
1. 遺体搬入	() km(注1)	58 件	
	深夜早朝作業料	1作業	0 件
		30分単位	0 件
	車両留置料	0 件	
2. 学内搬送	1体目	2 件	
	2体目以降	16 件	
3. 遺体搬出	吹田市立やすらぎ苑	45 件	
	茨木市立斎場	12 件	
	大阪市立北斎場	16 件	
4. 葬 具	寝棺箱(大人用)	64 本	
	骨袋	82 個	
5. 搬入補助業務	通常作業 1回につき1名	58 回	
	特別作業 1回につき1名	24 回	
合計			

(注1) 本学実績による「本学～現地～本学まで」の平均距離35 km + 「車庫から本学まで」の距離() kmの合計

1. 遺体搬入料

項目	料金
10kmまで	
20kmまで	
30kmまで	
40kmまで	
50kmまで	
70kmまで	
90kmまで	
110kmまで	
130kmまで	
150kmまで	
180kmまで	
210kmまで	
240kmまで	
270kmまで	
300kmまで	
330kmまで	
360kmまで	
390kmまで	
420kmまで	
450kmまで	
480kmまで	
500kmまで	
500kmを越える場合(50kmを増すごとの加算額)	
深夜早朝作業料(午後10時から午前5時まで)	1作業につき
	30分までごとに
車両留置料(30分を超える場合)	30分までごとに

①距離の起算点は車庫とする。 車庫～大学() km

②発注者の依頼により、有料道路及び有料駐車場を使用した場合は、実費を請求金額に加算する。

2. 学内搬送料

項目	料金
医学系研究科～歯学研究科(1km)	1体目
	2体目以降

①2体目以降の料金は、1体目と同じ日に継続して行う場合に適用する。

3. 遺体搬出料

項目	料金
本学～吹田市立やすらぎ苑(10km)	
本学～茨木市立斎場(7km)	
本学～大阪市立北斎場(20km)	

①上記料金には1名分の作業補助員料を含む。

(料金内訳)

車庫～本学～吹田市立やすらぎ苑	運搬料	円・作業補助員料	円
車庫～本学～茨木市立斎場	運搬料	円・作業補助員料	円
車庫～本学～大阪市立北斎場	運搬料	円・作業補助員料	円

4. 葬具

項目	規格	料金
寝棺箱(大人用)	プリント 平蓋 窓付(棺覆・防水紙付) 1800×500×380	
骨袋	3寸(骨瓶付)	

5. 搬入補助業務

項目	料金
通常作業	1回につき1名
特別作業	1回につき1名

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

 会 社 名

 氏 名
 [印]
 電 話 番 号

※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。

※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 本学が見積公告【2.見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示:大阪大学解剖遺体運搬業務 1式

請負代金額:別表のとおり

発注者 国立大学法人大阪大学 大学院医学系研究科 研究科長 熊ノ郷 淳 と受注者との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科及び大学院歯学研究科において、これをするものとする。
- 第5条 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
なお、契約満了日の3ヶ月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き1ヶ年継続するものとし、以後も同様とする。ただし、契約の全期間は令和10年3月31日を超えないものとする。
- 第6条 受注者は発注者に対し、業務の完了の都度、所定の報告書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第一係又は大学院歯学研究科総務課管理係に送付すべきものとする。
- 第7条 請負代金は、毎月の業務完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第一係又は大学院歯学研究科総務課管理係に送付すべきものとする。
- 第9条 契約保証金は免除する。
- 第10条 受注者は、近畿運輸局許認可料金改正に伴い料金の更改が必要な場合、その旨発注者に申し出て、協議の上、請負代金額を更改できるものとする。
- 第11条 この請負の履行に際し、ご遺族等より不服の申し出があり発注者がそれを認めた場合、又は運送業務に著しく支障を来した場合、発注者は直ちに契約を解除することができるものとする。
- 第12条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第13条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和5年 月 日

発注者 吹田市山田丘2番2号
国立大学法人大阪大学
大学院医学系研究科
研究科長 熊ノ郷 淳

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者(以下「受注者」という。)は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

請負代金額

1. 遺体搬入料

単位:円

項目	金額(税抜)	消費税額及び 地方消費税額	金額(税込)
10kmまで			
20kmまで			
30kmまで			
40kmまで			
50kmまで			
70kmまで			
90kmまで			
110kmまで			
130kmまで			
150kmまで			
180kmまで			
210kmまで			
240kmまで			
270kmまで			
300kmまで			
330kmまで			
360kmまで			
390kmまで			
420kmまで			
450kmまで			
480kmまで			
500kmまで			
500kmを越える場合(50kmを増すごとの加算額)			
深夜早朝作業料 (午後10時から午前5時まで)	1作業につき 30分までごとに		
車両留置料(30分を越える場合)	30分までごとに		

①距離の起算点は車庫とする。 車庫～大学(km)

②発注者の依頼により、有料道路及び有料駐車場を使用した場合は、実費を請求金額に加算する。

2. 学内搬送料

項目	金額(税抜)	消費税額及び 地方消費税額	金額(税込)
医学系研究科～歯学研究科(1km)	1体目 2体目以降		

①2体目以降の料金は、1体目と同じ日に継続して行う場合に適用する。

3. 遺体搬出料

項目	金額(税抜)	消費税額及び 地方消費税額	金額(税込)
本学～吹田市立やすらぎ苑(10km)			
本学～茨木市立斎場(7km)			
本学～大阪市立北斎場(20km)			

①上記料金には1名分の作業補助員料を含む。

4. 葬具

項目	規格	金額(税抜)	消費税額及び 地方消費税額	金額(税込)
寝棺箱(大人用)	プリント 平蓋 窓付(棺覆・防水紙付) 1800×500×380			
骨袋	3寸(骨瓶付)			

5. 搬入補助業務

項目	金額(税抜)	消費税額及び 地方消費税額	金額(税込)
通常作業	1回につき1名		
特別作業	1回につき1名		

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。